

議案第15号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的) <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>	(目的) <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>
(指定管理者による管理) <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」</p>	

という。) に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) センターの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務
のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため必要が

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると

あると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある
行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）
は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収

認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認め
るときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はその
おそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの施設設備の保全及び利用者の応接に
関する事務を財団法人とっとりコンベンションビューロー（以
下「管理受託者」という。）に委託する。

(利用料金)

第8条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）
は、別表のとおりとし、管理受託者の収入として收受させる。

受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

1 施設利用料

(1) 多目的ホール利用料

ア 会議等に利用する場合

区分		金額			
		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
平日 に利 用す る場 合	入場料を徴 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	32,660円	65,320円	81,660円	163,320円
	入場料の最 高額が1,000 円を超 え3,000円以 下のとき。	42,460円	84,920円	106,150円	212,310円
	入場料の最 高額が3,000 円を超 え5,000円以 下のとき。	52,260円	104,520円	130,650円	261,310円
	入場料の最 高額が5,000 円を超える とき。	65,320円	130,650円	163,320円	326,640円
	入場料を徴 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	39,190円	78,390円	97,990円	195,980円

休日 に利 用す る場 合	入場料の最 高額が1,000 円を超 え 3,000円以 下のとき。	50,950円	101,900円	127,380円	254,770円
	入場料の最 高額が3,000 円を超 え 5,000円以 下のとき。	62,710円	125,420円	156,780円	313,570円
	入場料の最 高額が5,000 円を超 える とき。	78,390円	156,780円	195,980円	391,960円

備考

- 1 この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 この表において「平日」とは休日以外の日をい

い、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

4 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。

5 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

6 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

イ 見本市等に利用する場合

区分		単位	金額
平日に利用する場合	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 27,100円
	営利を目的としないとき。	入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき 40,700円
	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 13,550円
	営利を目的としないとき。	入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき 20,350円
休日に利用する場合	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 32,600円
	営利を目的としないとき。	入場料の最高額が3,000円を超えるとき。	1時間につき 48,900円
	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 16,300円

とき。	入場料の最高額が 3,000円を超える とき。	1時間につき	24,450円
-----	-------------------------------	--------	---------

備考

- 1 この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの表備考第3号及び第4号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 4 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 知事が定めるコンセントから電気を使用したとき、又は冷房若しくは暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(2) 小ホール等利用料

区分		金額			
		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
平日 に利 用す る場 合	入場料を徵 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
		6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
		7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
		9,780円	19,560円	24,450円	48,900円
	入場料を徵 収しないと き及び入場 料の最高額 が1,000円 以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
小 ホ ー ル					

休日 に利 用す る場 合	入場料の最 高額が1,000 円を超 え3,000円以 下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
	入場料の最 高額が3,000 円を超 え5,000円以 下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
	入場料の最 高額が5,000 円を超える とき。	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円
	第1楽屋	270円	540円	670円	1,350円
	第2楽屋	290円	590円	740円	1,490円
	第3楽屋	590円	1,190円	1,490円	2,990円
	第4楽屋	1,080円	2,160円	2,700円	5,410円
	第5楽屋	270円	540円	670円	1,350円
	第6楽屋	240円	480円	600円	1,210円
	第7楽屋	380円	760円	960円	1,920円
	第8楽屋	510円	1,020円	1,280円	2,560円
	楽屋事務室	240円	480円	600円	1,210円
	リハーサル室	740円	1,480円	1,850円	3,700円

備考

- 1 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの表備考第2号から第4号までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2 (1)のアの表備考第5号及び第6号の規定は、小ホール等の利用料の額について準用する。

(3) 会議室等利用料

区分	単位	金額
第1会議室	1時間につき	710円
第2会議室	1時間につき	1,080円
第3会議室	1時間につき	1,040円
第4会議室	1時間につき	1,080円
第5会議室	1時間につき	1,080円
第6会議室	1時間につき	1,040円
第7会議室	1時間につき	1,630円
第8会議室	1時間につき	1,630円
情報プラザ	1時間 1平方メートルにつき	10円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 5 (1)のイの表備考第4号の規定は、第2会議室、第4会議室若しくは第5会議室の2分の1室又は第7会議室の3分の1室若しくは3分の2室を利用する場合について準用する。

2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。